

は し が き

本年も「2025年度版 法人投資家のための証券投資の会計・税務」を無事に刊行することができました。長きにわたり多大なご協力をくださる関係者の皆様、ご活用くださる多くの読者の皆様に、執筆者一同、心より感謝申し上げます。

本書は、実際に証券運用を行う法人のご担当者の役に立つことを念頭に、法人による証券投資に関する会計・税務について、株式、公社債、投資信託、デリバティブなどの商品別に、取引報告書・仕訳例等を含め、分かりやすく具体的に解説しています。また、初めて会計・税務処理に携わる方にも理解しやすいよう、第1章では有価証券取引のあらましと会計・税務の基本的な内容をまとめています。会計・税務に関する解説書は多くありますが、本書のような実務書は少なく、まさに、法人の資金運用に必須の1冊です。

毎年の改訂にあたっては、可能な限り最新の情報を反映するとともに、従来の記載がより分かりやすくなるよう心がけております。2025年度版では、ラップ口座の扱いについて実務に即して記載を充実させたほか、株式報酬の種類について記載を追加しています。また、全体を通して、昨今の株式市場、債券市場、外国為替市場の状況に合わせて具体例も見直しております。

皆様に本書を常時手許においてご利用いただけるなら、執筆者一同、これに勝る喜びはありません。

2025年10月

株式会社 大 和 総 研
金融調査部 制度調査課

執筆者一同

第1部

有価証券取引に係る法人税・会計処理の概要

第1章 有価証券取引のあらましと会計・税務

1. 有価証券の取得から期末評価・譲渡損益計算までのプロセス	2
2. 金融商品会計基準の対象企業・中小企業の会計処理	6
3. 企業会計上および税法上の有価証券	8
4. 有価証券の表示	10
1. 貸借対照表における表示	10
2. 損益計算書における表示	11
3. 包括利益の表示	12
5. 法人の証券投資と消費税	14
1. 消費税の概要	14
2. 請求書等の保存	14
3. 証券投資と消費税の取扱いの概要	16
4. 証券投資と仕入税額控除	17
5. 証券投資と課税売上割合の計算	18
6. 証券投資と消費税の会計処理	19

第2章 有価証券の取得価額と譲渡損益

1. 有価証券の譲渡損益の計算	21
2. 有価証券の取得価額	22
1. 1単位当たりの帳簿価額の算出の基礎となる取得価額	22
2. 1単位当たりの帳簿価額の算出方法	26
3. 評価換え等があった場合の1単位当たりの帳簿価額の算出の特例	28
4. 帳簿価額の算出方法の届出・変更	30
1. 算出方法の選定の届出	30
2. 法定算出方法	32
3. 算出方法の変更	32
5. 新株の有利発行と課税関係	33
1. 新株の有利発行とは	33
2. 有利な払込金額で新株を取得した場合の法人税の取扱い	33
3. 有利な払込金額で新株を取得する権利を取得した場合の所得税の取扱い	35
4. 同族会社の新株発行に係る贈与税の取扱い	36
6. 有価証券の売買取引の計上時期	37
1. 約定日ベースでの計上	37
2. クロス取引の否認	37
7. 有価証券の売買に係る会計処理例	38

第3章 有価証券の期末評価

1. 有価証券の期末評価の概要	42
-----------------	----

2. 企業会計における期末評価	43
1. 保有目的ごとの分類とその定義	44
2. 保有目的ごとの評価方法および評価損益の計上方法	46
3. 保有目的の変更	49
4. 企業会計上の有価証券の時価	50
3. 法人税法における期末評価	53
1. 保有目的ごとの分類とその定義	53
2. 評価方法と評価損益に対する課税上の取扱い	54
3. 法人税法上の有価証券の時価	55
4. 保有目的区分の変更に伴うみなし譲渡	56
4. 会社法における期末評価	56
5. 時価等が著しく下落した場合の評価損の計上（減損処理）	56
1. 企業会計における有価証券の減損処理	56
2. 法人税法における有価証券の減損処理	58
3. 会社法における有価証券の減損処理	60

第4章 所得税額等の控除

1. 所得税額等の控除の概要	61
2. 所有期間の按分計算	63
1. 原則的な方法（個別法）	64
2. 簡便法	64
3. 個別法と簡便法の選択	65
3. 所得税額控除の申告	65

第5章 外国証券取引の概要

1. 外国証券の取引方法	69
2. 投資対象となる外国証券	70
3. 外国証券の購入	71
1. 外国証券を購入したとき	71
2. 国外送金等に係る調書提出制度	72
4. 受取配当・受取利子に対する国外源泉徴収	74
1. 外国株式の受取配当に対する国外源泉徴収	74
2. 外国債券の受取利子に対する国外源泉徴収	74
3. 主要国の配当・利子に対する課税	76
4. 配当・利子等の邦貨換算	77
5. 外国証券の売却	77
6. 期末評価	78
1. 外貨建有価証券の期末換算	78
2. 外国為替相場が著しく変動したときの期末換算	80
3. 著しい価額の下落などによる評価損	81

第6章 国際的二重課税の調整と各国間の情報交換(外国税額控除・外国子会社配当益金不算入制度)

1. 国際的二重課税の調整の概要	83
2. 外国税額控除	84

1. 外国税額控除の計算フロー	84
2. 「外国法人税」に含まれる税・含まれない税	84
3. 控除対象外国法人税の算出	86
4. 法人税等の控除限度額の算出	87
5. 外国税額控除の適用時期と控除順序	88
6. 控除限度超過額の繰越控除と控除余裕額の繰越使用	88
7. 外国税額控除を受けるための手続き	89
8. 控除対象外国法人税の額は損金不算入	90
3. みなし外国税額控除	90
4. 外国子会社の配当益金不算入制度	90
1. 制度の概要	90
2. 適用される外国子会社の範囲	91
3. 損金算入配当の適用除外	91
4. 手続きおよびその他の規則	92
5. 外国子会社合算税制の概要	92
1. 外国子会社合算税制の仕組み	93
2. 外国子会社合算税制に伴う外国税額控除	95
3. 外国関係会社に対する日本の課税についての二重課税の調整	95
6. グローバル・ミニマム課税	96
1. 所得合算ルール	96
2. 軽課税所得ルール	97
3. 国内ミニマム課税	98
4. 申告・納付	99
7. 金融口座情報のクロスボーダーでの自動的交換	100
1. 「共通報告基準（CRS）」の仕組み	100
2. 口座情報の金融機関への報告	102
3. 報告金融機関等から税務当局への報告と相手国との情報交換	103

第7章 金融商品の時価等の開示

1. 有価証券報告書における注記事項	105
2. 金融商品に関する注記	106
3. 有価証券に関する注記	110
4. 半期報告書、第1・第3四半期決算短信における注記事項	111
5. 保有有価証券の評価に関する適時開示について	111

第8章 公共法人・公益法人等・人格のない社団等の証券投資の税務

1. 普通法人以外の法人等（公共法人・公益法人等）の課税の概要	114
1. 法人等の種別による課税の扱いの概要	114
2. 公共法人、公益法人等の一覧表	116
2. 普通法人以外の法人等における所得税の例外規定	117
1. 公共法人等の所得税非課税規定	117
2. 割引債の償還時源泉徴収	119
3. 普通法人以外の法人等における法人税の例外規定	120
1. 公益法人等における非収益事業部門の非課税規定	120

第2部 商品ごとの会計と税務

第9章 株式の会計と税務

1. 株式を取得したとき	124
1. 証券会社を通じて株式を購入したとき	124
2. 公募増資に応じて株式を取得したとき	125
3. 株式分割により株式を取得したとき	125
4. 株主割当増資が行われたとき	126
5. 新株予約権の無償交付を受けたとき(ライツ・イシュー、ライツ・オファリング)	126
2. 株式の配当を受け取ったとき	127
1. 利益剰余金を原資とする配当	127
2. その他資本剰余金を原資とする配当(資本の払戻し)	129
3. 公開買付けによる自己株式取得に応じた場合(みなし配当)	130
3. 期末を迎えたとき	131
1. 会計上の取扱い	131
2. 税務上の取扱い	132
4. 株式を売却したとき	133
5. 受取配当等の税務	134
1. 受取配当等の益金不算入	134
2. 短期保有株式等に係る受取配当等の益金不算入の不適用	136
3. 受取配当等から控除する負債利子	137

第10章 信用取引の会計と税務

1. 信用取引の概要	139
1. 信用取引の基本的な仕組み	139
2. 信用取引の会計処理	141
1. 信用取引買付けのケース	141
2. 信用取引売付けのケース	145
3. 新株権利落ちの会計処理	147
4. 売付け信用取引へのヘッジ会計の適用	149
3. 信用取引の税務	149
1. 損益の帰属時期	149
2. 買付けに係る対価の額	150
3. 支払日歩・受取日歩	150
4. 配当落調整額・権利処理価額	150
5. 個別法による譲渡原価計算	150
6. 期末の時価評価	150
7. 信用取引と消費税	151
4. 信用取引の表示・開示	151
1. 財務諸表上の表示	151
2. 時価情報の開示	152

第11章 利付債の会計と税務

1. 利付債を購入したとき	153
2. 利付債の利子を受け取ったとき	155
1. 会計上の取扱い	155
2. 税務上の取扱い	156
3. 利付債が期末を迎えたとき	160
1. 会計上の取扱い	160
2. 税務上の取扱い	160
4. アモチゼーション・アキュムレーション	161
1. 会計上の取扱い	161
2. 税務上の取扱い	162
5. 利付債を売却したとき	165
6. 利付債の償還を受けたとき	167

第12章 割引債の会計と税務

1. 割引債を購入したとき	170
1. 割引債の種類	170
2. 購入時の会計・税務	170
2. 割引債が期末を迎えたとき	172
1. 会計上の取扱い	172
2. 税務上の取扱い	173
3. 割引債を売却したとき	173
4. 割引債の償還を受けたとき	174
5. 2015年12月31日までに発行された割引債の扱い	175

第13章 新株予約権付社債等の会計と税務

1. 新株予約権付社債等の概要	178
1. 新株予約権の概要	178
2. 転換社債型新株予約権付社債の概要	178
2. 新株予約権付社債等を購入したとき	179
1. 新株予約権付社債の会計上の取扱い	179
2. 転換社債型新株予約権付社債の場合	180
3. 新株予約権単独の場合	181
3. 新株予約権付社債等の利払いを受けたとき	182
4. 新株予約権付社債等が期末を迎えたとき	182
5. 新株予約権等を行使したとき	184
1. 転換社債型新株予約権付社債の新株予約権を行使したとき	184
2. 新株予約権の権利行使により取得した株式の取得価額	187
3. 新株予約権を行使して株式を取得したときの受取配当の益金不算入額の計算	187
6. 新株予約権付社債等を売却したとき	188
7. 新株予約権等の行使期間が満了したとき	189
8. 新株予約権付社債等の償還を受けたとき	189
9. 取得条項付転換社債型新株予約権付社債が取得条項に基づいて取得されたとき	190

第14章 投資信託の会計と税務

1. 投資信託の区分	191
2. 投資信託の税務	193
1. 投資信託の収益分配金に対する源泉徴収	194
2. 所得税額等の控除	196
3. 株式投資信託の収益分配金に対する益金不算入	196
4. 投資信託の期末評価	196
3. 投資信託の会計	197
1. 株式投資信託の会計処理	197
2. 公社債投資信託の会計処理	202
3. スイッチングをしたとき	204
4. ETF・ETNの会計と税務	206
1. ETF	206
2. ETN	209
3. 期末時等の会計と税務	209
5. 投資信託が支払った外国税額の調整と会計・税務	209
1. 投資信託における外国税額の調整の概要	209
2. 投資信託における外国税額の調整の制度概要	210
3. 公募投資信託における実際の計算方法	211
4. 外国税額がある場合の公募投資信託の会計・税務	213

第15章 外国株式の会計と税務

1. 外国株式取引の概要	215
2. 外国株式を購入したとき	216
3. 外国株式の現金配当	218
4. 外国株式の期末評価	220
5. 外国株式を売却したとき	221
6. 外国株式の増資、株式分割など	222
1. 株主割当増資	222
2. 株式分割	223
3. スピン・オフ (Spin-off)	224

第16章 外貨建債券の会計と税務

1. 外貨建債券を購入したとき	225
2. 利子や償還金を受け取ったとき	228
3. 外貨建債券を売却したとき	230
4. 外貨建債券の期末評価	231
1. 外貨建債券の期末換算	231
2. 為替相場の著しい変動があった場合の評価損	234
5. 民間国外債の本人確認制度	235
1. 民間国外債の利子の税務	235

第17章 外貨建新株予約権付社債等の会計と税務

1. 外貨建新株予約権付社債等の特色	237
2. 外貨建新株予約権付社債等の会計と税務	238
1. 外貨建新株予約権付社債等を購入したとき	238
2. 外貨建新株予約権付社債等の権利行使により株式を取得したとき	239
3. 外貨建新株予約権付社債等を売却したとき	241
4. 外貨建転換社債型新株予約権付社債が期末を迎えたとき	242
5. 外貨建ワラントが期末を迎えたとき	243
6. 外貨建新株予約権付社債等の償還を受けたとき	244

第18章 外国投資信託の会計と税務

1. 外国投資信託の種類と税務	246
2. 外国投資信託の会計	247
1. 外国投資信託を購入したとき	247
2. 外国投資信託の収益分配金を受け取ったとき	248
3. 外国投資信託が期末を迎えたとき	249
4. 外国投資信託を売却したとき	250

第19章 外貨預金の会計と税務

1. 外貨預金の預入をしたとき	252
2. 外貨預金の利子を受け取ったとき	253
3. 外貨預金の期末評価	254
1. 税務上の扱い	254
2. 会計上の扱い	254
4. 外貨定期預金が満期を迎えたとき	255

第20章 ラップ口座の会計と税務

1. ラップ口座とは	258
2. ラップ口座における会計と税務	258

第21章 特定金銭信託の会計と税務

1. 特定金銭信託の概要	264
2. 特定金銭信託の会計と税務	265
1. 特定金銭信託の会計	265
2. 特定金銭信託の税務	267
3. 特定金銭信託の会計処理例	268

第22章 債券の現先取引・着地取引・貸借取引等の会計と税務

1. 現先取引	270
1. 現先取引の概要	270
2. 現先取引の計算方法の概要	271
3. 現先取引の会計と税務	274
4. 財務諸表における表示	278
2. 着地取引	278
1. 着地取引の概要	278
2. 着地取引の会計	280
3. 貸借取引	280
1. 債券貸借取引（レポ取引）	280

第23章 先物取引・オプション取引・スワップ取引等の会計と税務

1. 先物取引	285
1. 有価証券先物取引	285
2. 指数先物取引	286
3. 先物取引の会計と税務	286
4. 債券先物取引の会計処理例	287
5. 指数先物取引の会計処理例	290
2. オプション取引	292
1. オプション取引とは	292
2. 指数オプション取引	293
3. 有価証券オプション取引	293
4. 債券先物オプション取引	294
5. 債券店頭オプション取引	294
6. オプション取引の会計と税務	295
7. オプション取引の会計処理例	296
3. スワップ取引	303
1. スワップ取引とは	303
2. 金利スワップ取引の会計と税務	303
3. 通貨スワップ取引の会計と税務	308
4. エクイティ・スワップ取引の会計と税務	311
4. スワップション取引	313
1. スワップション取引の概要	313
2. スワップション取引の会計と税務	313
5. キャップ・フロアー・カラー取引	315
1. キャップ・フロアー・カラー取引の概要	315
2. キャップ・フロアー・カラー取引の会計	316
6. FRA（金利先渡取引）	316
1. FRA（金利先渡取引）の概要	316
2. FRA（金利先渡取引）の会計と税務	317
7. 時価の算定方法	318
1. 出口価格をベースとした時価の算定方法	318
2. 時価の算定単位	318
3. 業者が提供する価格の取扱い	319

第24章 ヘッジ会計

1. ヘッジ会計の必要性	320
2. ヘッジ対象とヘッジ手段	321
1. ヘッジ対象	321
2. ヘッジ手段	322
3. ヘッジ会計の適用条件	323
1. ヘッジ取引開始時の要件（事前テスト）	323
2. ヘッジ取引開始時以降の要件（事後テスト・有効性評価）	324
3. 有効性判定に係る税務上の届出等	325
4. ヘッジ会計の方法	325
1. 繰延ヘッジ会計	326
2. ヘッジ対象の相場変動等を損益計上する方法（時価ヘッジ会計）	335
3. 金利スワップのオフバランスの特例	337
4. 複数の資産・負債・予定取引（包括ヘッジ）	339
5. 外貨建金銭債権債務および外貨建有価証券のヘッジ	339
6. デリバティブ取引に関する注記	341

第25章 複合金融商品の会計と税務

1. 複合金融商品とは	342
2. その他の複合金融商品（仕組債等）	343
1. 区分処理が必要な場合	343
2. 会計処理	344
3. 税務上の取扱い	345

第26章 CP・CDの会計と税務

1. CPの概要と会計・税務	346
1. CPの概要	346
2. CPの会計と税務	346
2. CDの概要と会計・税務	348
1. CDの概要	348
2. CDの会計と税務	349

第3部 コーポレート・アクション等に関する会計と税務

第27章 自己株式の会計と税務

1. 自己株式の取得等と会社法	354
1. 自己株式の取得	354
2. 自己株式の保有	354
3. 自己株式の消却、処分など	354
2. 自己株式に係る会計	356
1. 自己株式の取得時の会計処理	356
2. 自己株式の期末時の取扱い	358
3. 自己株式の処分（売却等）時の会計処理	359
4. 自己株式の消却時の会計処理	360
5. 子会社等が保有する自己株式および親会社株式等の取扱い	360
3. 自己株式に係る税務	361
1. 発行者の税務	361
2. 株主の税務	363

第28章 株式報酬の会計と税務

1. 株式報酬	366
2. ストック・オプションの概要	367
3. ストック・オプション制度と税制	368
1. 付与対象者における取扱い	368
2. 付与法人における取扱い	373
4. ストック・オプション制度と会計	374
1. ストック・オプション会計基準	374
2. 財務諸表等における開示	378
5. 譲渡制限付株式の会計と税務	379
1. 譲渡制限付株式の概要	379
2. 譲渡制限付株式の税務	379
3. 譲渡制限付株式の会計	381

第29章 組織再編の会計と税務

1. 企業結合会計の概要	382
1. 「企業結合」の範囲	382
2. 企業結合の種類と適用される会計処理	383
2. 「取得」の会計処理	385
1. 取得企業の決定方法	385
2. 吸収合併の場合	385
3. 吸収分割の場合	388
4. 株式交換の場合	389

5. 支配が継続している場合の子会社に対する親会社の持分変動	389
3. 結合当事企業の株主の会計処理	390
1. 被結合企業の株主の会計処理	390
2. 結合企業の株主の会計処理	390
4. 企業結合および事業分離に関する注記	391
5. 組織再編税制における適格要件	393
6. 法人の税務	395
1. 移転する資産等に対する譲渡益課税	395
2. 資本構成の引継ぎ	396
3. 欠損金の引継ぎ	397
7. 被合併法人等の株主の税務	398
1. みなし配当課税	398
2. 旧株に係る譲渡益課税	399
8. 三角合併の会計と税務	400
1. 制度の概略	400
2. 三角合併の会計処理	400
3. 三角合併の税務	403
9. 株式交付（自社株対価の買収）の会計と税務	406
1. 株式交付の概要	406
2. 株式交付の税務	407
3. 株式交付の会計	408
用語50音順 INDEX	409

本書の仕訳例は、消費税等の税率については10%（地方消費税を含む）とし、会計処理については全て（取引ごとに）税抜経理方式によっています。

個人投資家の税金については、「投資家のための税金読本」をご参照ください。

本書は2025年7月31日現在の法令等に基づいて作成しています。作成においては万全を期しておりますが、投資の決定または税務申告等におかれましては、ご自身の判断と責任でなされますようお願い申し上げます。
また、本書では「特定取引所金融商品市場（いわゆるプロ向け市場）」のみに上場している上場会社については想定しておりません。

主 な 法 令 等 略 語

法	法人税法	復興所令	復興特別所得税に関する政令
法令	法人税法施行令	復興法令	復興特別法人税に関する政令
法規	法人税法施行規則		
基通	法人税基本通達	金商法	金融商品取引法
所法	所得税法	金商令	金融商品取引法施行令
所令	所得税法施行令	財規	財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則
所規	所得税法施行規則	財規ガイドライン	「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について
所基通	所得税基本通達	外貨基準	外貨建取引等会計処理基準
地法	地方税法	外貨指針	外貨建取引等の会計処理に関する実務指針
地令	地方税法施行令	日証協復興所 Q & A	日証協「復興特別所得税に関する Q & A」
地規	地方税法施行規則		
措法	租税特別措置法		
措令	租税特別措置法施行令		
措規	租税特別措置法施行規則		
措通	租税特別措置法関係通達		
消法	消費税法		
消令	消費税法施行令		
消基通	消費税法基本通達		
復興法	東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法		

有価証券取引に係る 法人税・会計処理の概要

- 第 1 章 有価証券取引のあらましと会計・税務
- 第 2 章 有価証券の取得価額と譲渡損益
- 第 3 章 有価証券の期末評価
- 第 4 章 所得税額等の控除
- 第 5 章 外国証券取引の概要
- 第 6 章 国際的二重課税の調整と各国間の情報交換
(外国税額控除・外国子会社配当益金不算入制度)
- 第 7 章 金融商品の時価等の開示
- 第 8 章 公共法人・公益法人等・人格のない社団等の
証券投資の税務

第1章

有価証券取引の あらましと会計・税務

法人が事業活動で得た所得に対しては、法人税等が課されます。その課税所得および税額は、法人税法等に基づいて計算されます。また、一定の法人は貸借対照表や損益計算書等の財務諸表を一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成し、開示する必要があります。

法人は事業活動の中で、株式や債券を売買するなど金融商品の取引をしたり、その配当や利子等を受け取ることがあります。こうした金融商品から生じる所得について、その税務上の取扱いには法人税法等に基づき、会計上の取扱いは主に「金融商品に関する会計基準（以下、金融商品会計基準）」に従って処理されます。

本書では、法人が事業活動の中で取り扱う金融商品の取引について、その税務や会計について解説しています。

1

有価証券の取得から期末評価・ 譲渡損益計算までのプロセス

金融機関や事業会社は、事業活動の中で、様々な金融商品と関わります。こうした金融商品の取引について、貸借対照表や損益計算書などの財務諸表でその情報を開示する際には、金融商品会計基準をはじめとしたルールに従って会計処理を行わなければなりません。

■ 1. 金融商品会計基準の適用対象

金融商品会計に
関する実務指針
(以下、金融商品
実務指針)3

金融商品会計基準の適用対象である金融商品とは「一方の企業に金融資産を生じさせ他の企業に金融負債を生じさせる契約及び一方の企業に持分の請求権を生じさせ他の企業にこれに対する義務を生じさせる契約」とされています。具体的には次のものが該当し、有価証券もこれに含まれます。

金融商品の定義

金融商品
実務指針4、5

金融商品実務
指針6、16、17

	定 義	金融商品の例
金融商品	○一方の企業に金融資産を、他方の企業に金融負債を生じさせる契約 ○一方の企業に持分の請求権 ^(注1) を生じさせ、他の企業にこれに対する義務を生じさせる契約	
金融資産	金融資産とは、以下のものをいう ①現金 ②他の企業から現金もしくはその他の金融資産を受け取る契約上の権利 ③他の企業と潜在的に有利な条件で金融資産もしくは金融負債を交換する契約上の権利 ④他の企業の株式その他の出資証券	①現金預金 ②金銭債権（受取手形、売掛金、貸付金等）、有価証券（④を除く） ③デリバティブ取引（先物取引、先渡取引、スワップ取引、オプション取引等）により生じる正味の債権 ④株式その他の出資証券
金融負債	金融負債とは、以下のものをいう ①他の企業に金融資産を引き渡す契約上の義務 ②他の企業と潜在的に不利な条件で金融資産もしくは金融負債（他の企業に金融資産を引き渡す契約上の義務）を交換する契約上の義務	①金銭債務（支払手形、買掛金、借入金、社債等） ②デリバティブ取引（先物取引、先渡取引、スワップ取引、オプション取引等）により生じる正味の債務
デリバティブ	デリバティブとは、次のような特徴を有する金融商品である ①その権利・義務の価値が基礎数値 ^(注2) の変化に反応して変化する、基礎数値を有し、かつ、想定元本が固定もしくは決定可能な決済金額のいずれかまたは想定元本と決済金額の両方を有する契約である ②当初純投資が不要であるか、または市況の変動に類似の反応を示すその他の契約と比べ当初純投資をほとんど必要としない ③その契約条項により純額（差金）決済を要求もしくは容認し、契約外の手段で純額決済が容易にでき、または資産の引渡しを定めていてもその受取人を純額決済と実質的に異ならない状態に置く	○先物取引、先渡取引、スワップ取引、オプション取引およびこれらに類似する取引 ○カラー取引（キャップ、フロアーの組合わせ）やスワップション取引（スワップとオプションの組合わせ）のような複数のデリバティブを組み合わせた商品も含まれる ○現物商品に係るデリバティブ（コモディティ・デリバティブ）取引のうち通常差金決済されるもの ○クレジット・デリバティブ取引、ウェザー・デリバティブ取引

(注1) 持分の請求権とは、ある企業の総資産から総負債を差し引いた後の残余財産に対する請求権です。
(注2) 基礎数値とは、特定の金利、有価証券価格、現物商品価格、外国為替相場、各種の価格・率の指数、信用格付・信用指数、またはこれらに類似する変数をいいます。

次に掲げるものも、金融商品会計基準の適用対象となります。

金融商品会計基準の適用対象

金融商品実務
指針8～12、15、
18、19、21

金融商品実務
指針134、135、
137、139

時価評価 の対象	①不動産または不動産信託受益権等を譲り受けた SPC（資産流動化を行う特別目的会社）が発行した社債、優先出資証券および CP…有価証券に該当する ②国内 CD（流通性および市場性のあるもの）…金融商品取引法に定義する有価証券に該当しないが、有価証券として取り扱う ③有価証券の消費貸借契約・消費寄託契約 ④商品ファンド（短期運用目的のものは「売買目的有価証券」、中長期運用目的のものは「その他有価証券」に準じて会計処理する） ⑤リース取引に組み込まれたデリバティブ
時価評価 原則不要	①信託受益権（金融商品取引法第2条第2項第1号および第2号に該当するものに限る） ②建設協力金等の差入預託保証金 ③ゴルフ会員権等（減損処理は適用） ④債務保証契約 ⑤当座貸越契約および貸出コミットメント

一方、次のものは、金融商品会計基準の適用対象外とされています。

金融商品会計基準の適用対象外

金融商品実務
指針13、14、18

保険契約	保険契約とは、保険者が特定の事故の発生によって生ずる損害額等（損害保険または生命保険）を通常保険金支払の形で填補することを約する一方、保険契約者が保険料の支払義務を負う保険契約を指す。
退職給付債務（PBO）	金融債務であるが、「退職給付に関する会計基準」に従って処理される。
リース取引	「リース取引に関する会計基準」に従って処理される。ただし、リース取引によって認識されたリース債権およびリース投資資産のうち将来のリース料を収受する権利に係る部分またはリース債務は、金融資産または金融負債として、その消滅（オフバランス化）の認識や貸倒見積高の算定等につき金融商品会計基準に従って会計処理される。

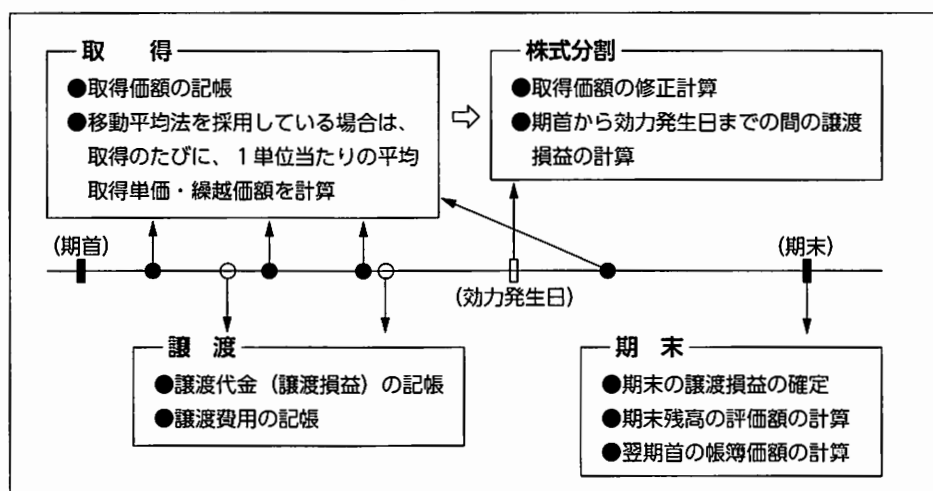
なお、企業が保有する自社の持分請求権（自己株式等）は、金融商品には該当しないことから金融商品会計基準の適用対象外とされ、「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」に従って処理されます。同基準は、自己株式は取得原価で評価することとしています（詳しくは第27章「自己株式の会計と税務」参照）。

❑2. 有価証券投資の記帳・計算の流れ

法人投資家が株式・債券・投資信託の受益証券などの有価証券を購入した場合には、購入に要した金額を「取得価額」として会計帳簿に記帳します。この取得価額に基づいて、有価証券を譲渡（売却）した場合の損失や利益（以下、「譲渡損益」といいます）の計算が行われます（第2章「有価証券の取得価額と譲渡損益」・第3章「有価証券の期末評価」参照）。

有価証券取得後のプロセスは、次の図のように期中に取得・譲渡を繰り返した後、期末を迎え、当期の譲渡損益が確定することとなります。その上で期末残高の評価を行い、翌期首の帳簿価額を計算することになります。

有価証券の取得、譲渡、株式分割、期末計算までのプロセス



❑3. 取引の認識時期

上記のプロセスを経るに当たり、有価証券の取引認識時期（新たに財務諸表に、取得価額を計上したり譲渡損益を計上したりするタイミング）をいつにするかが重要になります。この認識時期は次のように規定されています。

金融商品
実務指針22、235
金融商品
実務指針236
金融商品会計に関する
Q&A(以下、Q&A)Q3

- ①約定日から受渡日までの期間が市場の規則または慣行に従った通常の間である場合
……原則として約定日基準。ただし、修正受渡日基準も可
- ②約定日から受渡日までの期間が通常の間よりも長い場合
……約定日に有価証券の先渡取引としての発生を認識

約定日基準とは、取引約定日に計上する方法です。修正受渡日基準とは、期中の取引は受渡日ベースでの計上を継続し、約定日と受渡日の間に期末日をはさむ取引に関しては、有価証券の評価差額を当期の純損益または純資産の部のその他有価証券評価差額金として計上するものです（詳しくは第2章「有価証券の取得価額と譲渡損益」を参照）。

税法上も、金融商品会計基準にあわせて、合併等による資産の譲渡がある場合を除き、有価証券の譲渡に係る契約をした日（その譲渡が剰余金の配当その他の財務省令で定める事由によるものである場合には、当該剰余金の配当の効力が生ずる日その他の財務省令で定める日）の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額または損金の額に算入する約定日基準が採用されています。修正受渡日基準を適用することも可能です。

法61の2
基通2-1-23

4. 有価証券の評価方法

有価証券を含む金融商品を財務諸表に計上する際には、その金融商品の評価を行います。金融商品会計基準の下では、時価のある金融商品は時価評価をすることとされています。デリバティブに関しても時価評価することとされています。金融商品の評価方法の概要をまとめると次の表のようになります（詳しくは第3章「有価証券の期末評価」参照）。

金融商品の評価方法一覧

金融商品の種類		貸借対照表（B/S） 価額	損益計算書（P/L）
オンバランスの金融資産	①売買目的有価証券 ^(注2)	時価	時価法（評価損益計上）
	②満期保有目的の債券	取得原価（アモチゼーションまたはアキュムレーション適用） ^(注4)	原価法（アモチゼーションまたはアキュムレーション計上） ^(注4)
	③子会社・関連会社株式	取得原価	原価法
	④その他有価証券	時価（債券はアモチゼーションまたはアキュムレーション適用） ^(注4)	原価法または洗替え低価法（債券はアモチゼーションまたはアキュムレーション計上） ^(注4)
	債権（受取手形、売掛金、貸付金等）	取得原価（貸倒引当金控除後）	原価法（貸倒引当金計上）
	特定金銭信託・ファンドトラスト等	時価	時価法（評価損益計上）
オンバランスの金融負債		契約額	原価法（社債発行差金は償却）
デリバティブ（ヘッジ目的以外）		時価	時価法（評価損益計上）
デリバティブ（ヘッジ目的） ^(注3)		時価（一部の金利スワップを除く）	ヘッジ会計

- (注1) MRFは取得原価で評価します（第14章「投資信託の会計と税務」参照）。
- (注2) 金銭債権等の金融資産のうち、トレーディング目的で保有するものを含みます。
- (注3) 為替予約等は当面、振当処理が認められます。振当処理とは、外貨建取引について為替予約等を用いて将来の支払額を固定した場合に、外貨建取引と為替予約等をまとめて会計処理し、外貨建金銭債権債務を先物相場により換算する方法です。
- (注4) アモチゼーションおよびアキュムレーションについては、161ページを参照して下さい。
- (注5) 時価のない有価証券は取得原価（債券はアモチゼーションまたはアキュムレーションを適用し、貸倒引当金を控除する）で評価します。
- (注6) 会計用語上正確ではないですが、説明の便宜上、「時価法」等の用語を用いています。

5. （参考）暗号資産の会計処理

金融商品には当たりませんが、それに近いものとして、近年暗号資産が注目されています。暗号資産を保有する企業もみられ始め、企業会計基準委員会から実務対応報告第38号「資金決済法における暗号資産の会計処理等に関する当面の取扱い」が公表されています。

保有する暗号資産（自己、関係会社が発行したものを除く）は、活発な市場が存在する場合は、時価評価をし、帳簿価額との差額は当期の損益として処理します。そうでない場合は取得原価で評価します。ただし、期末の処分見込価額が取得原価を下回るときは、当該処分見込価額を貸借対照表価額とし、取得原価と当該処分見込価額との差額は当期の損失として処理します。この損失処理額は翌期に戻入れを行いません。

また、暗号資産の売却損益の認識時点は、当該暗号資産の売買の合意が成立した時点とされています。

2

金融商品会計基準の対象企業・ 中小企業の会計処理

金商法24①、193

金商令3の6

財規1③

財務諸表等の用語、
様式及び作成方法に
関する規則に規定す
る金融庁長官が定め
る企業会計の基準を
指定する件

❑ 1. 金融商品会計基準の対象企業等

原則、金融商品取引法により投資者保護のために有価証券報告書等の作成が義務付けられている会社、すなわち、上場会社、総額1億円以上の有価証券の募集または売出しを行った会社、適格機関投資家向け証券の一般投資家向け勧誘が行われた場合の発行者、所有者数が1,000人以上となった株券等の発行者等の連結財務諸表・個別財務諸表には、金融商品会計基準の適用が強制されています。

有価証券報告書等の作成が義務付けられている会社の子会社・関連会社も、作成企業の連結財務諸表の作成を通じて、原則として金融商品会計基準が適用されます。

それ以外の株式会社については、金融商品取引法に基づいて有価証券報告書等を作成する義務は課されません。しかし、これらの株式会社も、会社法の規定に従って計算書類を作成する必要はあります。会社法の下では金融商品の時価評価は強制されていないことから、金融商品を時価評価するか否かを自ら選択することになります。ただし、会社法上の大会社（およびその子会社）は、公認会計士または監査法人の監査を通じて適用が求められる可能性もあります。

もちろん、それ以外の会社が自主的に時価会計を導入することは、会社法上も問題はありません。すなわち、会社計算規則に従い時価評価した場合、会社法上はこれが認められることになっています。その場合、時価評価によるその他有価証券などの評価損益を合算して算出した評価損益は分配可能額から除外されます。

税法上も、売買目的有価証券の評価損益の益金・損金算入、未決済デリバティブ取引の利益・損失相当額の益金・損金算入、ヘッジ処理による利益・損失額の計上時期などについての手当てがなされています（第3章、第23章、第24章参照）。

❑ 2. 中小企業の会計に関する指針

「中小企業の会計に関する指針」（以下、中小指針）は会計基準ではありませんが、中小企業が計算書類の作成に当たり、拠ることが望ましい会計処理や注記等を示すものです。とりわけ会計参与が取締役と共同して計算書類を作成するに当たって拠ることが適当な会計のあり方を示すものです。当該指針では、有価証券に関して、基本的に金融商品会計基準と同様の会計処理を求めています。

❑ 3. 中小企業の会計に関する基本要領

「中小企業の会計に関する基本要領」（以下、基本要領）は、中小企業が会社法上の計算書類等を作成する際に参照するための会計処理や注記等を示すものです。

中小企業は法令等によって基本要領の利用を強制されるわけではありません。また、中小企業は、前述の中小指針や金融商品取引法における一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（以下、企業会計基準）を用いることも可能です。

基本要領の対象となる会社は、中小指針と比べて簡便な会計処理をすることが適当と考えられる中小企業とされています。具体的には、次の株式会社が想定されています。

基本要領2

- 以下を除く株式会社
- ・金融商品取引法の規制の適用対象会社

・会社法上の会計監査人設置会社

基本要領3

基本要領は、基本要領の利用が想定される中小企業が、企業会計基準や中小指針に基づいて計算書類等を作成することを禁止するものではありません。

基本要領4

基本要領により複数の会計処理の方法が認められている場合には、企業の実態等に応じて、適切な会計処理の方法を選択して適用します。会計処理の方法は、每期継続して同じ方法を適用する必要があります（企業会計原則におけるいわゆる継続性の原則）。会計処理の方法を変更するにあたっては、合理的な理由を必要とし、変更した旨、その理由および影響の内容を注記することとしています。

基本要領各論では、多くの中小企業の実務において実際に使用され、必要と考えられる項目（勘定科目）に絞るとともに、一定の場合の簡便な会計処理等を示しています。金融商品にかかる会計処理をまとめると次の表のようになります。

具体的な会計処理

基本要領
Ⅱ 各論

貸倒損失、 貸倒引当金	(1) 倒産手続き等により債権が法的に消滅したときは、その金額を貸倒損失として計上する。 (2) 債務者の資産状況、支払能力等からみて回収不能な債権については、その回収不能額を貸倒損失として計上する。 (3) 債務者の資産状況、支払能力等からみて回収不能のおそれのある債権については、その回収不能見込額を貸倒引当金として計上する。
有価証券	(1) 有価証券は、原則として、取得原価で計上する。 (2) 売買目的の有価証券^(注1)を保有する場合は、時価で計上する。 (3) 有価証券の評価方法は、総平均法、移動平均法等による。 (4) 時価が取得原価よりも著しく下落したとき^(注2)は、回復の見込みがあると判断した場合を除き、評価損を計上する。
経過勘定	(1) 前払費用及び前受収益は、当期の損益計算に含めない。 (2) 未払費用及び未収収益は、当期の損益計算に反映する。
外貨建取引等	(1) 外貨建取引（外国通貨建で受け払いされる取引）は、当該取引発生時の為替相場による円換算額で計上する。 (2) 外貨建金銭債権債務については、取得時の為替相場又は決算時の為替相場による円換算額で計上する。

(注1) 解説では、「短期間の価格変動により利益を得る目的で相当程度の反復的な購入と売却が行われる、法人税法の規定にある売買目的有価証券」は、時価で計上することとしています。

(注2) 解説では、「著しく下落したとき」とは、「時価が取得原価に比べて50%程度以上下落した場合」としています。

基本要領5

上記の図表で示していない会計処理を行う場合には、企業の実態等に応じて、企業会計基準、中小指針、法人税法で定める処理のうち会計上適当と認められる処理、その他一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行の中から選択して適用します。

また、基本要領の各論における、企業会計基準、中小指針との差異としては、以下の点が挙げられます。

企業会計基準、中小指針と基本要領の差異

有価証券	○ 企業会計基準、中小指針では、有価証券（株式、債券、投資信託等）は、保有目的の観点から、(1)売買目的有価証券、(2)満期保有目的の債券、(3)子会社株式及び関連会社株式、(4)その他有価証券の4つに分類し、原則として、それぞれの分類に応じた評価を行うとされている。一方、基本要領では、売買目的有価証券（時価）とそれ以外の有価証券（取得原価）の2つに分類して評価を行うとされている。なお、中小指針では法人税法に従って(1)と(4)を区分することも認めている。 ○ 減損について、企業会計基準（実務指針）では、時価の「著しい下落」の判定として、下落率が30%以上50%未満のものについては、企業が「著しく下落した」と判断するための合理的な基準を設け、該当する銘柄の有価証券について回復可能性を判定するものとされている。一方、基本要領では、中小指針と同じく30%以上50%未満のものについての記載はない。
外貨建取引等（外貨建金銭債権債務） ^(注)	○ 中小指針では、外貨建金銭債権債務（外貨預金を含む）について、原則として決算時の為替相場による円換算額を付すとし、長期のもの（1年超のもの）について重要性がない場合には、取得時の為替相場による円換算額を付すことができるとしている。 ○ 一方、基本要領では、取得時、決算時いずれの為替相場による円換算も認められる。

(注) 企業会計基準（実務指針）では、短期と長期を区分せず、決算時の為替相場での換算が求められます。

3 企業会計上および税法上の有価証券

金融商品に関する
会計基準(以下、金融
商品会計基準)53
金融商品
実務指針58

企業会計上や税法上では、有価証券とは投資の対象となるものを指します。具体的には、企業会計においては、原則として金融商品取引法上の有価証券とされています。金融商品実務指針においては、有価証券の範囲を、①金融商品取引法第2条第1項および第2項に掲げるものに加えて②「金融商品取引法に定義する有価証券以外のものであっても、企業会計上、有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの」と規定しています。②の例としては現在、国内CDがあります^(注)。

(注) 一方で、金融商品実務指針は「金融商品取引法に定義する有価証券であっても、企業会計上、有価証券として取り扱うことが適当であるとは認められないものについては、有価証券として取り扱わないこととする」として、信託受益権（金融商品取引法第2条第2項第1号および第2号に該当するものに限る）がこれに該当するとしています。ただし、信託受益権が優先劣後等のように質的に分割されており、信託受益権の保有者が複数である場合など、有価証券（債券、株式等）とみなして取り扱われるものは、結果的に有価証券として取り扱うこととなります。

法2二十一
法令11

法人税法では、金融商品取引法第2条第1項に規定する有価証券に加え、次のものを有価証券としています。

- ①金融商品取引法第2条第1項に掲げる一定の有価証券について、証券が発行されていない場合の、その有価証券に表示されるべき権利
- ②銀行法に規定する譲渡性預金の預金証書をもって表示される金銭債権
- ③持分会社の社員等その他法人の出資者の持分
- ④株主となる権利等その他法人の出資者となる権利

従って、有価証券の定義を法人税法上の定義と企業会計上の定義に分けてまとめると、下記の表のようになります。①～②④に示される金融商品取引法第2条第1項に規定する有価証券については法人税法上も企業会計上も有価証券として扱われますが、②⑤および①～⑨に示されるものに関しては法人税法上と企業会計上で扱いが異なる場合がありますので注意が必要です。

有価証券の範囲

右記①～②④
について

法2二十一

金商法2①

一～二十

右記②⑤
について

法2二十一

金商法2①

二十一

金商令1

右記②⑤
について

法2二十一

法令11

法規8の2の4

右記①～⑦
について

金商法2②

本文、一～六

右記⑧
について

金商法2②七

金商令1の3の4

右記⑨
について

金融商品

実務指針58

法人税法上	企業会計上
① 国債証券 ② 地方債証券 ③ 農林債券・商工債券等、特別の法律により法人の発行する債券（④、⑪を除く） ④ 資産の流動化に関する法律（SPC法）に規定する特定社債券 ⑤ 社債券（相互会社の社債券を含む） ⑥ 特別の法律により設立された法人（日本銀行等）の発行する出資証券（⑦、⑧および⑪の投資証券を除く） ⑦ 農林中央金庫・信金中央金庫等、協同組織金融機関の発行する優先出資証券 ⑧ SPC法に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券 ⑨ 株券または新株予約権証券 ⑩ 投資信託または外国投資信託の受益証券 ⑪ 投資法人の発行する投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券 ⑫ 貸付信託の受益証券 ⑬ SPC法に規定する特定目的信託の受益証券 ⑭ 信託法に規定する受益証券発行信託の受益証券 ⑮ コマーシャル・ペーパー（国内CP） ⑯ 抵当証券法に規定する抵当証券 ⑰ 外国または外国の者の発行する、①～⑨、⑫～⑯の性質を有する証券・証書（⑩を除く） ⑱ 外国の者の発行する証券または証書で銀行業を営む者その他の金銭の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権またはこれに類する権利を表示するもの ⑲ （金融商品市場、外国金融商品市場、店頭デリバティブ取引における）オプションを表示する証券・証書 ⑳ 預託証券・証書（原証券・証書の発行国以外で発行されるもの） ㉑ 譲渡性預金（払戻しについて期限の定めがある預金で、指名債権でないものをいう）の預金証書のうち、外国法人が発行する証券・証書（外国CD）、または学校法人等が行う割当てにより発生する当該学校法人等を債務者とする金銭債権（指名債権でないものに限り）を表示する証券または証書 ㉒ ①～⑮、⑰（⑯の性質を有するものを除く）のうち、証券が発行されていない（特定信託受益権を除く）場合の、その有価証券に表示されるべき権利 ㉓ 銀行法施行規則に規定する譲渡性預金の預金証書（外国法人が発行するものを除く）をもって表示される金銭債権（国内CD） ㉔ 合名会社、合資会社または合同会社の社員の持分、協同組合等の組合員または会員の持分その他法人の出資者等の持分 ㉕ 株主となる権利等その他法人の出資者となる権利	①～②④に掲げるもの そのほか、 ① 次に掲げる「有価証券表示権利」で、券面が発行されていないもの - 一 ①～⑮、⑰（⑯の性質を有するものを除く）、⑱の有価証券に表示されるべき権利 - 二 ⑯、⑰（⑯の性質を有するものに限り）、⑲～②④の有価証券であって内閣府令で定めるものに表示されるべき権利 ② 信託の受益権（⑩、⑫～⑭に表示されるものを除く）（前ページの（注）参照） ③ 外国の者に対する権利で②の性質を有するもの（⑩、⑰、⑱に表示されるものを除く）（前ページの（注）参照） ④ 合名会社・合資会社の社員権（政令で定めるものに限り）、合同会社の社員権 ⑤ 外国法人の社員権で④の性質を有するもの ⑥ 集団投資スキーム持分 ⑦ 外国法令に基づく権利で⑥の権利に類するもの ⑧ 学校法人等に対する貸付け（次に掲げる要件のすべてに該当するものに限り）に係る債権 - 一 当該貸付けに係る利率、弁済期その他の内閣府令で定める事項が同一で、複数の者が行うもの（当該貸付けが無利息であるものを除く）であること - 二 当該貸付けの全部または一部が次のいずれかに該当すること - イ 当該貸付けを受ける学校法人等の設置する学校（私立学校法第二条第一項に規定する学校をいい、同条第二項に規定する専修学校および各種学校を含む）に在学する者その他利害関係者として内閣府令で定める者（□において「利害関係者」という）以外の者が行う貸付けであること □ 当該貸付けに係る債権の利害関係者以外の者に対する譲渡が禁止されていないこと - 三 当該貸付けの全部または一部が次のいずれかに該当すること - イ 銀行その他の法令の規定により当該貸付けを業として行うことができる者（□において「銀行等」という）以外の者が行う貸付けであること □ 当該貸付けに係る債権の銀行等（債権管理回収業に関する特別措置法第二条第三項に規定する債権回収会社を含む）以外の者に対する譲渡が禁止されていないこと ⑨ 国内CD

4

有価証券の表示

有価証券の表示を含めて、法人の会計に関する規範には、前述の金融商品会計基準のほか、**会社計算規則・財務諸表等規則**などがあります。

会社計算規則は、株式会社が会社法の計算規定に基づいて計算を行うに当たって作成し取締役会や株主総会の承認等を受けるべき計算書類および附属明細書の記載方法について定めています。

財務諸表等規則は、正式名称を「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」という内閣府令で、金融商品取引法に定める有価証券報告書等に掲載される財務諸表の用語・様式・作成方法などを定めています。従って、財務諸表等規則は、基本的に有価証券報告書等の作成が義務付けられている会社に対して適用されることになります。

1. 貸借対照表における表示

貸借対照表において有価証券をどのように表示すべきかについては、**会社計算規則・金融商品会計基準・財務諸表等規則**などで規定されています。それぞれの規定をまとめると、次の表のようになります。

	会社計算規則	金融商品会計基準	財務諸表等規則 ^(注1) (注2)
流動資産として記載	①売買目的有価証券 ②1年以内に満期の到来する有価証券	①売買目的有価証券 ②1年以内に満期の到来する社債その他の債券	①売買目的有価証券 ②1年以内に満期の到来する有価証券 ③親会社株式のうち1年以内に処分されると認められるもの *①～③は「有価証券」として表示。 *金銭の信託、デリバティブ取引により生じる正味の債権は「その他」として表示。ただし、それぞれの合計額が資産総額の5%を超える場合は、区分掲記する。
固定資産として記載	③関係会社の株式（上記①に該当する株式を除く）その他流動資産に属しない有価証券 *③は、「投資その他の資産」に属するものとして表示。	③上記①、②以外の有価証券 *③は、「投資その他の資産」に属するものとして表示。	④上記①、②、③以外の有価証券（投資有価証券）（⑤、⑥、⑦を除く） ⑤関係会社株式（上記①、③を除く） ⑥関係会社債 ⑦その他の関係会社有価証券 *④～⑦は「投資その他の資産」に属するものとして表示。 *関係会社とは、財務諸表提出会社の親会社、子会社、関連会社、財務諸表提出会社が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいう。

(注1) 財務諸表等規則では、貸借対照表の附属明細表の一つとして「有価証券明細表」の作成を求めています（ただし、有価証券の金額が総資産額の1%以下である場合は、有価証券明細表の作成を省略することができます。また、**上場会社**については、**有価証券明細表の作成が免除**されています。その一方で、有価証券報告書等において政策保有株式の開示を含む株式の保有状況の開示が要求されています）。有価証券明細表の作成方法等は次のように定められています。

・有価証券明細表では上の表、財務諸表等規則の欄の①、②、④の有価証券で貸借対照表に計上されているもの（保証差入有価証券等の別科目で計上されているものを含む）につき、銘柄ごとの数量・貸借対照表計上額等が記載されます。

会社計算規則
74
金融商品
会計基準23
財規15、17、
18、19、31、32
連結財規23

財規8⑧

財規121、124
財規様式10